

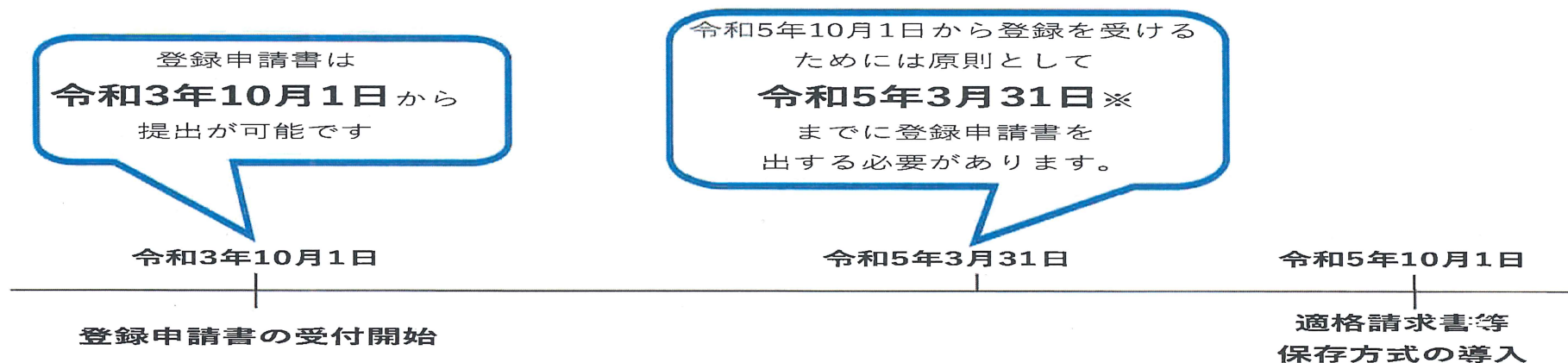
(2) インボイスの基本的な考え方 Q&A

Q) 事業者登録はいつまでにすればよいですか？

インボイスを発行できるのは発行事業者登録をした消費税の課税事業者だけです。(消費税の**免税事業者はインボイスを発行できない**)

消費税額の計算上、預かった消費税額から控除できる「仕入税額控除」の制度を適用するためには、原則**インボイスの保存が要件**となっています。要するにインボイスを発行できない免税事業者からの仕入れは、**仕入税額控除の適用対象外**となってしまうのです。

ただし、免税事業者からの仕入税額控除はいきなり廃止されるわけではなく、**段階的なスケジュール**が組まれています。



※ 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合には令和5年9月30日までに提出。

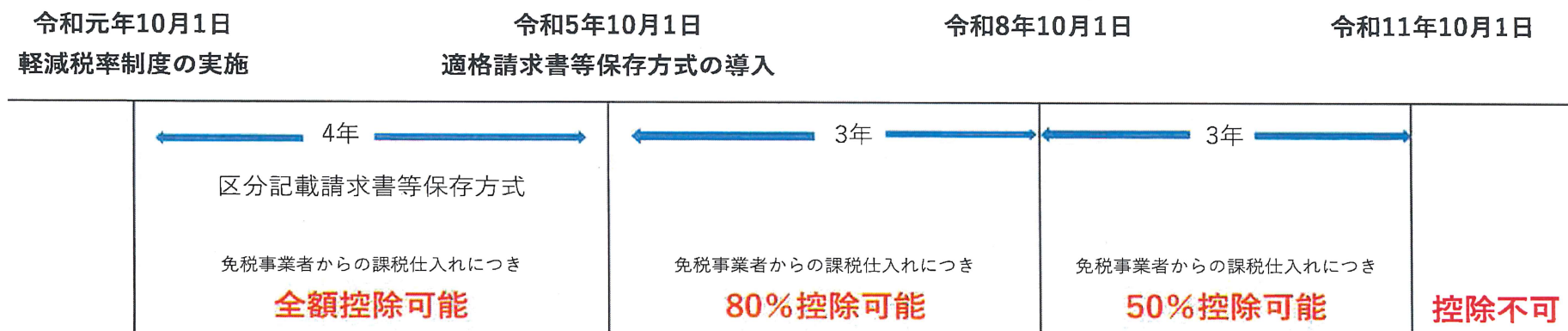
(2) インボイスの基本的な考え方 Q&A

Q) インボイス制度が始まると、インボイス以外の請求書については一切控除ができなくなるのですか？

適格請求書保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を受けることができません。(新消法30⑦)

ただし、適格請求書保存方式開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入であっても、仕入税額相当額の一定の割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています(28年改正法附則52,53)。

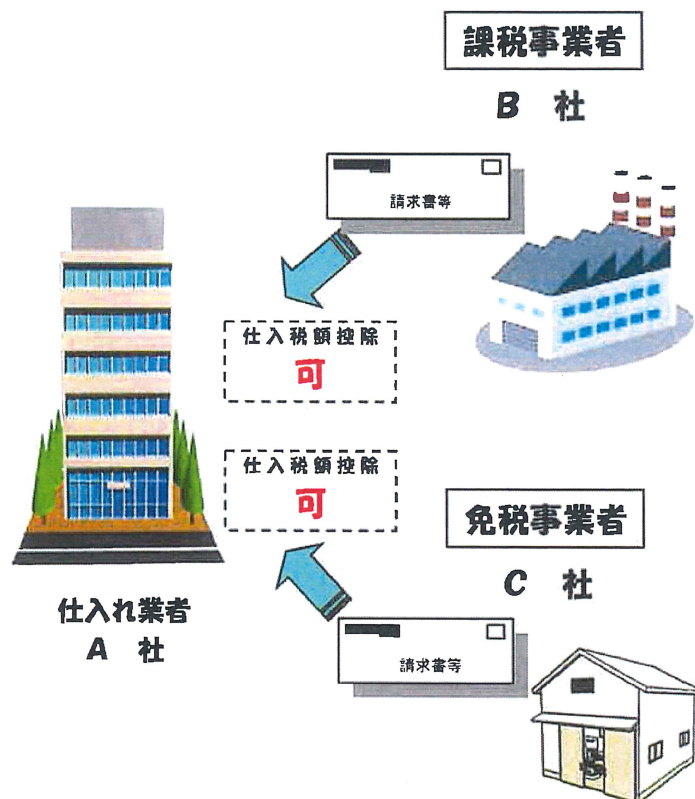
令和4年4月 国税庁インボイスQA



インボイス制度の導入が免税事業者に与える影響

参考

現行制度



※ 現行制度においては、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除可。

インボイス制度導入後



※ インボイスを発行できない免税事業者からの仕入れについては、インボイスの保存ができないため、仕入税額控除ができない。

(2) インボイスの基本的な考え方 Q&A

Q) インボイスが始まるとどのような影響がありますか？

		R5.9.30まで 免税事業者からの課税仕入れ 100%控除可能	R5.10.1～R8.9.30 免税事業者からの課税仕入れ 80%控除可能	R8.10.1～R11.9.30 免税事業者からの課税仕入れ 50%控除可能	R11.10.1以降 免税事業者からの課税仕入れ 控除不可
売上	33,000,000				
預り消費税		3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
諸経費					
人件費他	20,000,000	0	0	0	0
免税事業者からの 課税仕入れ	7,700,000	700,000	700,000	700,000	700,000
課税事業者からの 課税仕入れ	2,200,000	200,000	160,000	100,000	0
仕入税額控除		900,000	860,000	800,000	700,000
納税額		2,100,000	2,140,000	2,200,000	2,300,000

インボイス導入後に懸念されること

免税業者との取引が敬遠される。

免税事業者との取引については値引きを要請される。

取引を維持するために課税事業者になることを要請、もしくは選択せざるを得なくなる。

免税事業者が課税事業者を選択した場合

小規模事業者でもあり、税額計算の煩わしさや、節税のため簡易課税の選択をする場合が多いと考えられます。この場合の税額は次の通りとなります。

(例1) 小売業 みなし仕入れ率 80%

年間880万円の売り上げの場合・・・納税額16万円

年間550万円の売り上げの場合・・・納税額10万円

(例2) サービス業(非飲食店) みなし仕入れ率 50%

年間880万円の売り上げの場合・・・納税額40万円

年間550万円の売り上げの場合・・・納税額25万円

Q) インボイスはすべての取引について保存が必要ですか？その1

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます。ただし、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、**一定の事項を記載した帳簿のみの保存**で仕入税額控除が認められます。

- ①公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送(3万円未満のもの)
- ②入場券等が使用の際に回収されるもの(①に該当するものを除く)
- ③古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物(棚卸資産)の購入
- ④質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物 (棚卸資産)の取得
- ⑤宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物(棚卸資産)の取得
- ⑥適格請求書発行事業者でない者から再生資源および再生部品 (棚卸資産)の購入
- ⑦自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入(3万円未満)
- ⑧郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(ポストに差し出された もののみ)
- ⑨従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手
(非課税とされる通勤手当の額を超えていても可)

令和4年4月 国税庁インボイスQA 問82参照のこと

Q) インボイスはすべての取引について保存が必要ですか？その2

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項に関し、次の事項の記載が必要になります。

- ①課税 仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
(公共交通機関、郵便等の務提供、出張旅費等他については不要)
- ②課税仕入れを行った年月日
- ③課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ④課税仕入れに係る支払対価の額
- ⑤帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨

例：①に該当する場合、「3万円未満の鉄道料金」

②に該当する場合、「入場券等」

(2) インボイスの基本的な考え方 Q&A

Q) 適格請求書（以下、「インボイス」という）は手書きでもよいのですか？

手書きでも必要な事項が記載されていれば、**OK**です。

登録番号は、書き間違えるといけないので、ゴム印等で対応するのが望ましいと考えます。

令和4年4月 国税庁インボイスQA 問26参照のこと

Q) インボイスはいつまで保存しなければいけないのでしょうか？

インボイスを受け取った事業者、交付した事業者どちらも、事業年度（個人事業者の場合は年）終了の日の翌日から**7年2か月間**、保存しなければなりません。

令和4年4月 国税庁インボイスQA 問65参照のこと

Q) インボイスに記載する名称は屋号でもよいですか？

インボイスに記載する名称は、電話番号を記載するなどして **事業者の特定ができれば、屋号や省略した名称でも構いません。**

登録番号と紐づけて管理されている取引先コード表などを交付する相手先との間で共有し、双方で登録番号が確認できる場合は、取引先コード等の記載でも記載事項を満たすこととなります。

令和4年4月 国税庁インボイスQA 問44・45参照のこと

(2) インボイスの基本的な考え方 Q&A

Q) 令和5年9月以前に登録番号等を記載した請求書等を発行することは可能ですか？

登録申請を行い通知された登録番号を、現行の請求書に記載しても構いません。

ただし、登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認される恐れのある書類を交付すると、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられますので、ご注意ください。

令和4年4月 国税庁インボイスQA 問62参照のこと

Q) インボイスに記載漏れや記載ミスがあった場合、どうすればよいですか？

インボイスを受け取った事業者が**追記や修正をしてはいけません**。

(A)発行事業者が正しいインボイスを再交付する（次頁参照）か、**(B)買い手側で正しい内容を記載した仕入明細書・支払通知書などの書類等を新たに作成し、売り手の確認を受ける**ことで、その仕入明細書等を「修正インボイス」とすることもできます（次のQ参照）。この場合、売り手は改めて修正したインボイスを交付する必要はありません。

令和4年4月 国税庁インボイスQA 問29・30参照のこと

①改めて記載事項の全てを記載したものを交付する場合

当初交付した適格請求書

請求書《4月分》
〇年〇月〇日

●●(株)御中 (株)△△
登録番号：T123456…

月	日	商品	売上金額 (税抜き)
4	3	菓子	※ 5,900
	4	酒	30,000
	7	菓子	※ 30,000
合計		売上額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円
10%対象		100,000円	10,000円

※は軽減税率対象

誤り箇所

修正箇所

関連性の明確化

②修正した事項を明示したものを交付する場合

請求書《修正》《4月分》
〇年〇月×日

●●(株)御中 (株)△△
登録番号：T123456…

月	日	商品	売上金額 (税抜き)
4	3	菓子	※ 5,900
	4	酒	30,000
	7	菓子	※ 30,000
合計		売上額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円
10%対象		110,000円	11,000円

※は軽減税率対象

請求書
〇年〇月×日

●●(株)御中 (株)△△

〇年〇月〇日付4月分請求書について、
下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

正

合計	売上額	消費税額等
10%対象	110,000円	11,000円

誤

合計	売上額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

(注)当初の適格請求書と合わせて保存願います。

修正した適格請求書等を交付した事業者は、当初交付した適格請求書等の写し及び修正した適格請求書等(①又は②)の写しの保存が必要です。

(2) インボイスの基本的な考え方 Q&A

Q) 従来、売り手から請求者や領収書を発行せず、買い手から仕入明細書を交付して取引の事実を証明する書類としています。インボイス制度が始まったら、売り手側にインボイスの発行を求めるべきでしょうか？

買い手側が、インボイスと同じ要件が記載された仕入明細書等を作成し、売り手の確認を受けたもの（控え）を保存することで、インボイスの受領に代えることができます。この場合、記載する登録番号は、売り手側の登録番号となりますので、注意してください

【例】

② 課税仕入れの
相手方の登録番号

送付後一定期間内に連絡
がない場合確認済みと
します

仕入明細書
※4月分※ ○年○月○日

●●(株) 御中 (株) △△

登録番号: T123456...

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税別)
4	1	食品※	8%
		日用品	10%
	3	食品※	8%
	4	日用品	10%
合計		仕入金額	消費税率等
8%対象		100,000円	8,000円
10%対象		110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法
として、この例のような文言を記載し、
相手方へ了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認
を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|------------------------------|---|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称 | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨） |
| ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る
支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日 | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 |

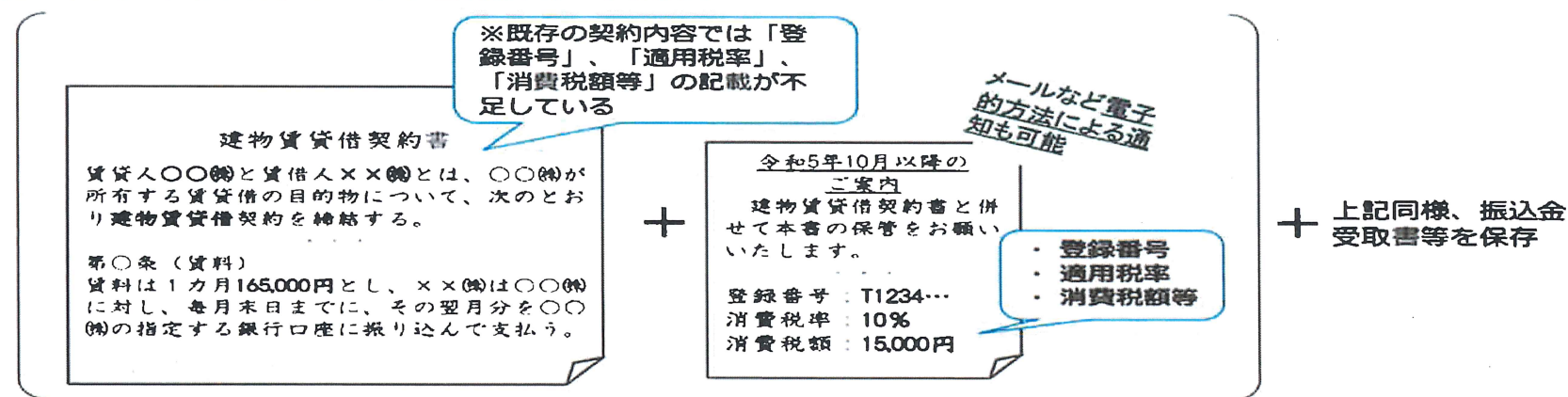
(2) インボイスの基本的な考え方 Q&A

Q) 契約に従って、毎月、口座振替によって店舗の家賃を支払っており、請求書や領収書は受け取っていません。家賃支払いの記録は通帳に残るだけです。インボイス制度が始まったら、毎月大家さんからインボイスを受領する必要がありますか？

口座振替により支払う場合も、インボイスの記載事項の一部が記載された**契約書**とともに、**通帳の記録**を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

契約書に登録番号等の記載がない場合は、**別途不足情報を通知**することで、仕入税額控除が認められます。

【参考2】既存契約における書類保存の対応例



出所：国税庁資料